

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月2日（平成30年（行情）諮問第430号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第448号）

事件名：業務について改善点の提示等を行った文書（健康局で保有され、外部公表されていないもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。（厚生労働省ホームページ等で外部公表されているものを除く。健康局で作成取得され保有されているものに限定する。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月9日付け厚生労働省発健0709第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

非常に多くの職員が勤務しており、多額の予算を使用して業務を遂行されているにもかかわらず、厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書が無いとは考えられません。PDCAサイクルなど、改善プロセスを働かせる取組が行われているにもかかわらず、請求した文書がないというのもあまりに不自然すぎます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年6月3日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。（厚生労働省ホームページ等で外部公表されているものを除く。健康局で作成取得され保有されているものに限定する。）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成30年7月9日付け厚生労働省発健0709第1号により、不開示決定(原処分)を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月14日付け(同月17日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書。(厚生労働省ホームページ等で外部公表されているものを除く。健康局で作成取得され保有されているものに限定する。)」である。

(2) 本件対象文書の保有について

「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書」とは、具体的には、政策評価に係る文書や行政事業レビューシートが該当すると考えられる。これらは、PDCAサイクルにより各種政策・事業の点検・見直しを図るものであり、目標に対する自己評価や、外部有識者の所見及び当該所見を踏まえた改善点が記載されているが、これらは厚生労働省ホームページにおいて公表されているものであることから、本件対象文書とは認められない。

次に、上記の文書以外に本件対象文書となるものがないか検討するに当たり、上記の取り組みの根拠について見ると、政策評価は行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいて行われるものであり、行政事業レビューについては、平成25年4月5日閣議決定「行政事業レビューの実施等について」に基づいて行われているものである。

このように、処分庁の各種政策・事業の評価等を行うに当たっては、法令等の定めに基づいて行われており、これら以外に各種政策・事業の評価等を行うことについて定めたものは存在しない。また、処分庁の各種政策・事業については、これらの取り組みの中で網羅的に評価等が行われているものであることから、これらの文書以外に本件対象文書となる文書が存在しないことについて何ら不合理な点は認められない。

したがって、本件対象文書について、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、「開示請求に係る行政文書を保有している」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、本件対象文書の保有については、上記(2)のとおりであり、本件結論に影響を及

ばすものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月10日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書を保有していないことについて、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 「厚生労働省の業務について、自己評価・考察や改善点の提示等を行った文書」とは、具体的には、政策評価に係る文書や行政事業レビューシートが該当すると考えられる。これらは、PDCAサイクルにより各種政策・事業の点検・見直しを図るものであり、目標に対する自己評価や、外部有識者の所見及び当該所見を踏まえた改善点が記載されているが、これらは厚生労働省ホームページにおいて公表されているものであることから、本件対象文書とは認められない。

次に、上記の文書以外に本件対象文書となるものがないか検討するに当たり、上記の取り組みの根拠について見ると、政策評価は行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいて行われるものであり、行政事業レビューについては、平成25年4月5日閣議決定「行政事業レビューの実施等について」に基づいて行われているものである。

このように、処分庁の各種政策・事業の評価等を行うに当たっては、法令等の定めに基づいて行われており、これら以外に各種政策・事業の評価等を行うことについて定めたものは存在しない。また、処分庁の各種政策・事業については、これらの取り組みの中で網羅的

に評価等が行われているものであることから、これらの文書以外に本件対象文書となる文書が存在しないことについて何ら不合理な点は認められない。

イ 本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて健康局に対し、本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

ウ したがって、本件対象文書については、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子